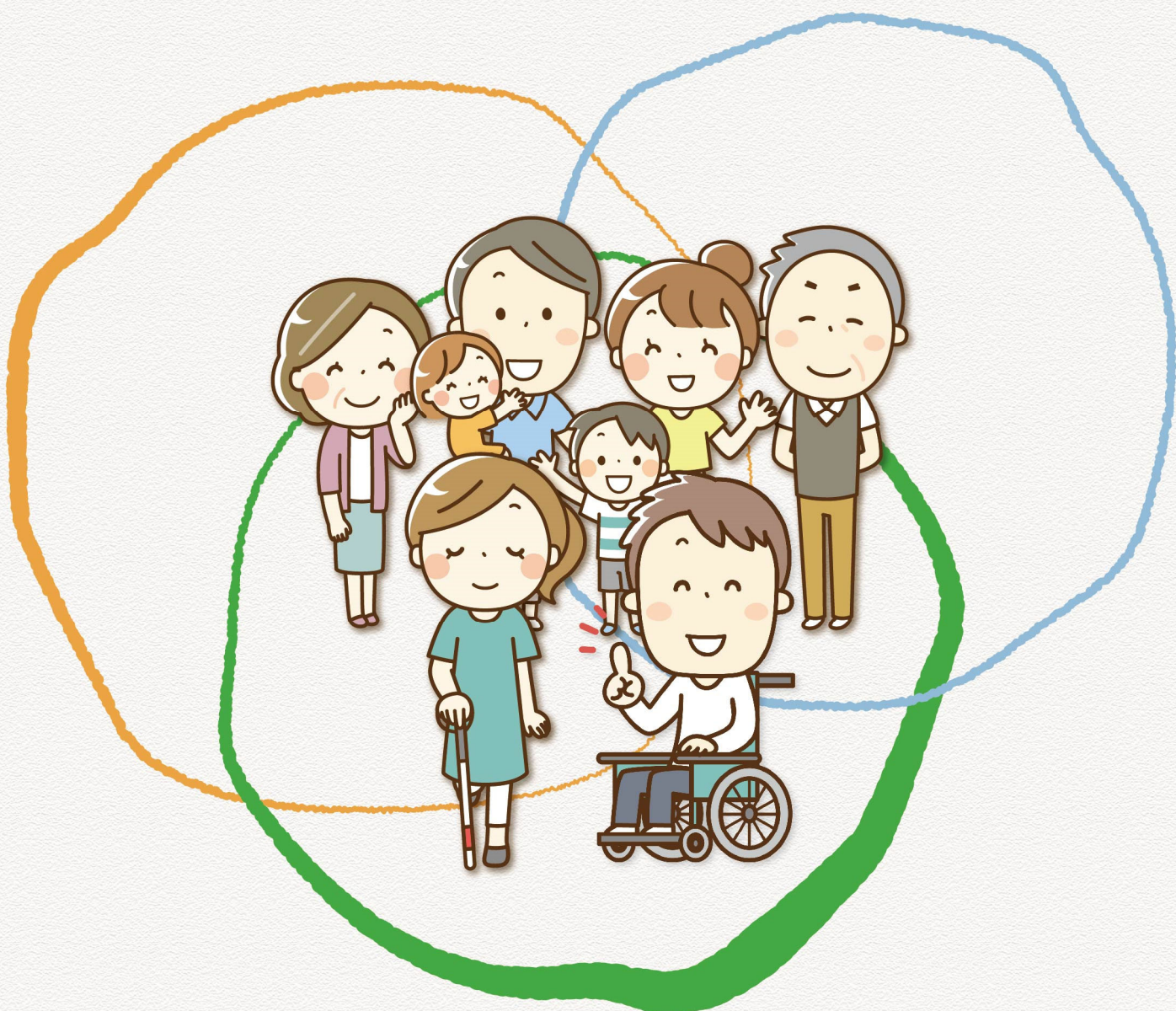


栄町
第6次障がい者計画
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

概要版



令和6年3月
千葉県 栄町

計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

栄町（以下「本町」といいます。）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、令和3年度に「栄町第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。この計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「障がいのある人もない人も ともに いきいきと生活ができる 地域共生社会の実現」を念頭に、次期計画である「栄町第6次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。



計画の期間

今回策定する「栄町第6次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者計画			第5次障がい者計画	第6次障がい者計画					
障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画					
障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画					

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

障がい福祉施策を推進するに当たって、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

計画の体系

これまでの障がい者福祉の取り組みとの連続性、整合性から、基本理念「障がいのある人もない人も ともにいきいきと生活ができる 地域共生社会の実現」を引き継ぎ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながり、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現するまちづくりをめざします。

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]

[基本施策(具体的な施策)]

障がいのある人もない人も ともにいきいきと生活ができる
地域共生社会の実現

1 差別の解消と
権利擁護を図る

広報・啓発と
権利擁護の推
進

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の充実
- ③ 障がい者団体の育成・活動支援
- ④ 権利擁護の支援
- ⑤ 虐待防止体制の推進

2 安心して暮らせ
る保健・医療を
充実する

保健・医療の
充実

- ① 保健事業の充実
- ② 精神保健福祉の充実
- ③ 医療サービスの充実
- ④ 医療的ケア児への支援
- ⑤ 保健・医療・福祉・教育等の関係
機関の連携強化

3 共に育ち、共に
学ぶ教育を推進
する

教育・育成体
制の充実

- ① 幼児教育・療育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ インクルーシブ教育の推進
- ④ 障がい児福祉サービスの充実

4 地域で自立生活
を支える就労の
場をつくる

雇用・就労の
促進

- ① 雇用・就労の拡大と定着

5 地域での自立生
活を支える

生活支援の充
実

- ① 福祉基盤の整備
- ② 地域生活支援サービスの充実
- ③ 重層的・包括的な相談支援体制
の充実
- ④ ヤングケアラーを含む家族支援

6 安心・安全な
まちをつくる

生活環境の整
備

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 災害対策の推進
- ③ 心のバリアフリー推進

7 地域でいきいき
と生活できる
環境をつくる

社会参加の促
進

- ① コミュニケーション手段の充実
- ② 情報提供の充実
- ③ 情報アクセシビリティ・コミュニ
ケーション施策推進法に基づく
施策の充実
- ④ 外出の支援
- ⑤ スポーツ・文化活動の充実

施策の展開

基本目標 1. 差別の解消と権利擁護を図る

基本方針 広報・啓発と権利擁護の推進

① 広報・啓発活動の推進	障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつかっていくために、すべての町民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発のさらなる充実を図ります。
② 福祉教育の充実	障がい者に対する理解を深めるため、障がいや福祉に関する福祉教育の充実を図るとともに、障がいのある人となない人の交流機会の充実を図ります。
③ 障がい者団体の育成・活動支援	障がい者やその家族の活動に対する支援を充実します。また、障がい者団体の育成やネットワークづくりを通じて、障がい者や家族が外出しやすい環境づくりを進めます。
④ 権利擁護の支援	障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度や権利擁護制度の適切な利用を促進します。
⑤ 虐待防止体制の推進	障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

基本目標 2. 安心して暮らせる保健・医療を充実する

基本方針 保健・医療の充実

① 保健事業の充実	糖尿病等の生活習慣病による障がいを防止するため、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。また、健康診査などにより疾病の予防・早期発見に努め、適切な治療につなげます。
② 精神保健福祉の充実	心の健康づくりや精神障がい者福祉に関する講演会の開催などにより、精神疾患（心の病）や精神障がいに対する正しい知識を広めるとともに、障がい福祉サービスの利用を推進し、地域生活への円滑な移行の促進に努めます。
③ 医療サービスの充実	障がい者一人ひとりに応じた適切な医療サービスが受けられるように、専門機関との連携を図るとともに、重度の障がい者等への医療費の負担の軽減を行います。
④ 医療的ケア児への支援	医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活できるよう、関係者による協議の場を設置し、医療的ケア児の支援の充実に努めます。
⑤ 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化	障がいのある人のニーズに見合ったサービスが切れ目なく且つ効率的に提供できるよう、情報共有や事例検討の実施などにより、関係者間の連携を強化します。

基本目標 3. 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

基本方針 教育・育成体制の充実

① 幼児教育・療育の充実	保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育て支援を充実します。
② 学校教育の充実	障がい児一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、就学・進学指導などについてのきめ細やかな相談、支援を実施します。また、小・中学校における普通学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保します。
③ インクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。
④ 障がい児福祉サービスの充実	障がい児が必要とする療育等のサービスが円滑に提供されるよう、支援体制の充実を図ります。

基本目標 4. 地域で自立生活を支える就労の場をつくる

基本方針 雇用・就労の促進

① 雇用・就労の拡大と定着	障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般企業等での就労や就労先での定着に向けた支援を実施します。また、障がいのある人が障がいの特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、就労継続支援施設等において、就労の場の確保を図ります。
---------------	--

基本目標 5. 地域での自立生活を支えるサービスの充実を図る

基本方針 生活支援の充実

① 福祉基盤の整備	障がい者が必要とする福祉サービスを適切に受けられるように、福祉サービスの質の向上を図るとともに、適宜、障害福祉サービス事業所などの運営を支援し、福祉基盤を整備します。
② 地域生活支援サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する生活支援サービスが円滑に提供されるよう、支援体制の充実を図ります。
③ 重層的・包括的な相談支援体制の充実	障がいのある人の様々なニーズに対応できるよう、関係機関との連携による重層的・包括的な相談支援体制を充実します。
④ ヤングケアラーを含む家族支援	ヤングケアラーを含めた家族の介護負担軽減のための支援を充実します。

基本目標 6. 安心・安全なまちをつくる

基本方針 生活環境の整備

① 福祉のまちづくりの推進	障がいのある人に快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉のまちづくりを推進します。
② 災害対策の推進	障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。
③ 心のバリアフリー推進	地域共生社会の実現に向け、心のバリアフリーの推進に努めます。

基本目標 7. 地域でいきいきと生活できる環境をつくる

基本方針 社会参加の促進

① コミュニケーション手段の充実	障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ります。
② 情報提供の充実	障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実を図ります。
③ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実	障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。
④ 外出の支援	外出の際の移動などの支援により、社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
⑤ スポーツ・文化活動の充実	各種スポーツ活動に参加する機会や場を充実するとともに、生涯学習等への参加を促進します。



成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値	
令和8年度末の施設入所者数	16人
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回

(3) 地域生活支援の充実

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	2か所	2か所	2か所
コーディネーターの配置人数	2人	2人	2人
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回
強度行動障害を有する者への支援体制の充実（整備の有無）	有	有	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値	
令和8年度の一般就労移行者数	4人
就労移行支援	2人
就労継続支援A型	1人
就労継続支援B型	1人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—
就労定着支援事業の利用者数	10人
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の事業所の割合	—

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和8年度末までに医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	設置
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	2回	2回	2回
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	13団体	13団体	13団体
協議会の専門部会の設置数	0部会	0部会	0部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	0回	0回	0回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害福祉サービス等の研修への町職員参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析、その結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有	有	有
	1回	1回	1回

(8) 発達障がい者等に対する支援

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	0人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	1人	1人



障がい福祉・障がい児福祉サービス等の必要な見込量

サービス名		単位	実績			見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい福祉サービス	居宅介護	人/月	29	27	27	23	23	23
	重度訪問介護	人/月	0	0	1	2	2	2
	同行援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	行動援護	人/月	10	11	9	9	9	9
	重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	1	1	2
	生活介護	人/月	41	42	43	47	47	47
	自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	1
	自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	就労選択支援	人/月					0	0
	就労移行支援	人/月	8	11	10	4	5	5
	就労継続支援(A型)	人/月	9	6	9	6	6	6
	就労継続支援(B型)	人/月	30	33	38	33	34	34
	就労定着支援	人/月	7	6	4	4	4	4
	療養介護	人/月	3	3	2	2	2	2
	短期入所(福祉型)	人/月	19	16	11	9	9	9
	短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	1	1	1
	自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
	共同生活援助	人/月	32	37	39	43	43	43
	施設入所支援	人/月	17	17	17	15	15	15
	計画相談支援	人/月	28	33	40	39	42	45
障がい児福祉サービス	地域移行支援	人/月	0	0	2	2	2	2
	地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	1
	児童発達支援	人/月	39	47	48	44	48	52
	医療型児童発達支援	人/月	0	0	0			
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人/月	62	71	85	66	69	73
	保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	1	1
	障害児相談支援	人/月	5	7	10	10	13	16
	医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人/年	2	2	2	2	2	2

栄町第6次障がい者計画 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

【概要版】

令和6年3月



発行

栄町 福祉・子ども課

〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

電話：0476-33-7707